

新型コロナウイルス感染症の5類移行に関するアンケート

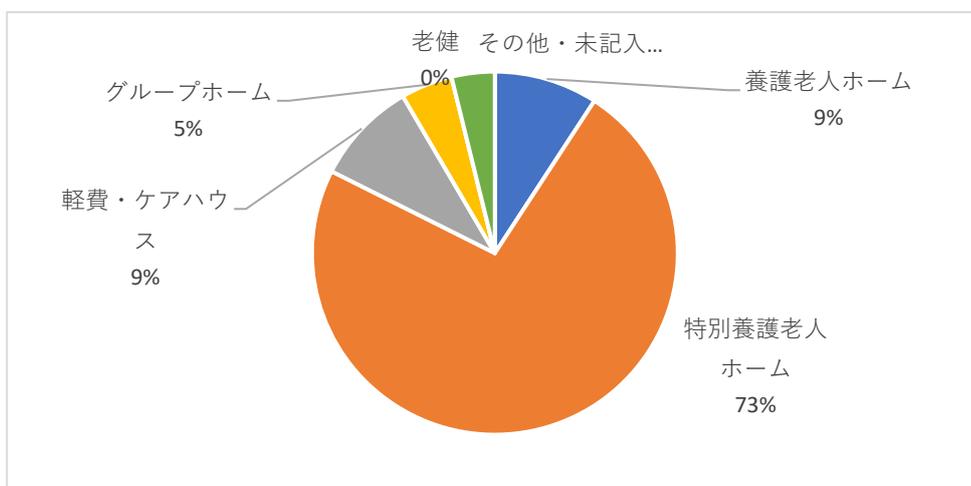
- 実施目的： 令和5年5月8日に以降新型コロナウイルス感染症が感染症法5類引き下げとなるにあたり、結果を各施設における感染症対応の参考としていただくことを目的としてアンケート調査を実施する。
- 対象施設： 一般社団法人 茨城県老人福祉施設協議会会員施設（入所系施設）
 養護老人ホーム、盲老人ホーム、特別養護老人ホーム、グループホーム、軽費・ケアハウス、老健
 計 299 施設

回答期間： 令和5年4月27日（木）～5月8日（月）

回答方法： オンライン（Googleフォーム）

回答施設内訳：

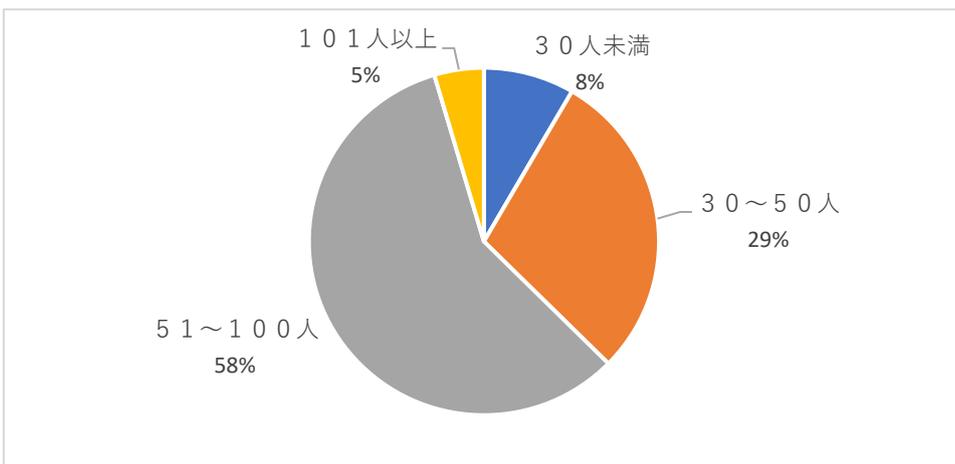
養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費・ケアハウス	グループホーム	老健	その他・未記入	計
12	96	12	6	0	5	131



回答率： 44%

回答施設規模施設規模（入所者数）：

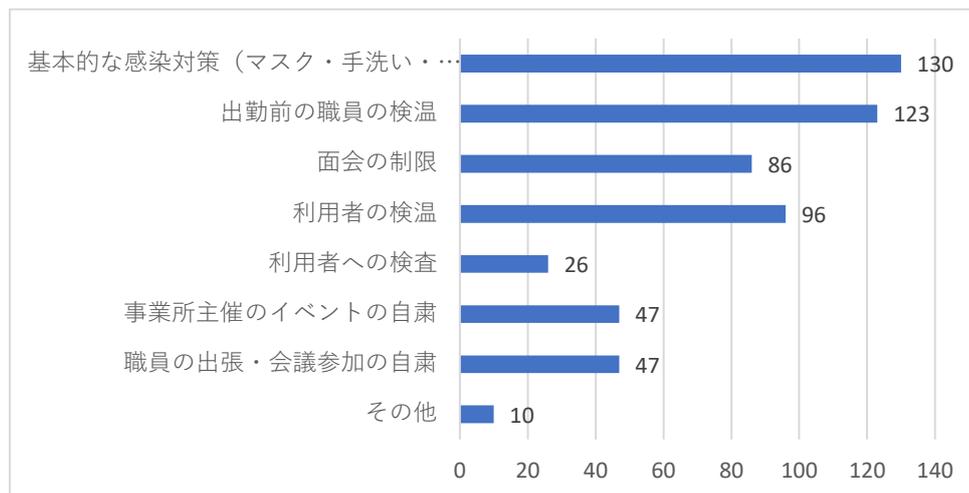
30人未満	30～50人	51～100人	101人以上
11	38	76	6



1. 5類移行後の施設における対策について

①引き続き実施する感染症対策を選択してください。 ※複数回答

基本的な感染対策 (マスク・手洗い・手指消毒)	出勤前の職員の検温	面会の制限	利用者の検温
130	123	86	96
利用者への検査	事業所主催のイベントの自粛	職員の出張・会議参加の自粛	その他
26	47	47	10



その他：

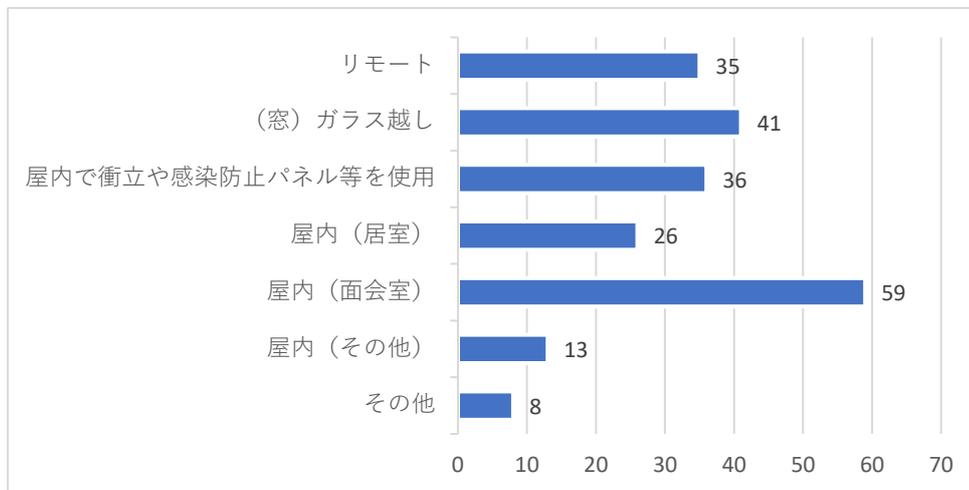
- ・ 同居の家族が感染した際の自宅待機要請
- ・ 家族の発熱等での出勤自粛
- ・ ゾーニング
- ・ ショート利用者は利用開始時に抗原検査の実施
- ・ 職員同士の食事会や飲み会の制限
- ・ 職員行動制限
- ・ 入居者の混雑する場所への外出など
- ・ 利用者への検査は必要に応じ抗原定性検査を実施したい
- ・ 行動履歴の確認
- ・ 面会・イベント等については、その時の状況を見て可否の判断をする。
- ・ 市内の感染状況等により対応を検討

2. 5類移行後の面会について

①面会の実施方法について選択してください。（看取り等特別な事由時を除く）

※複数回答

リモート	(窓) ガラス越し	屋内で衝立や感染防止パネル等を使用	屋内 (居室)	屋内 (面会室)	屋内 (その他)	その他
35	41	36	26	59	13	8

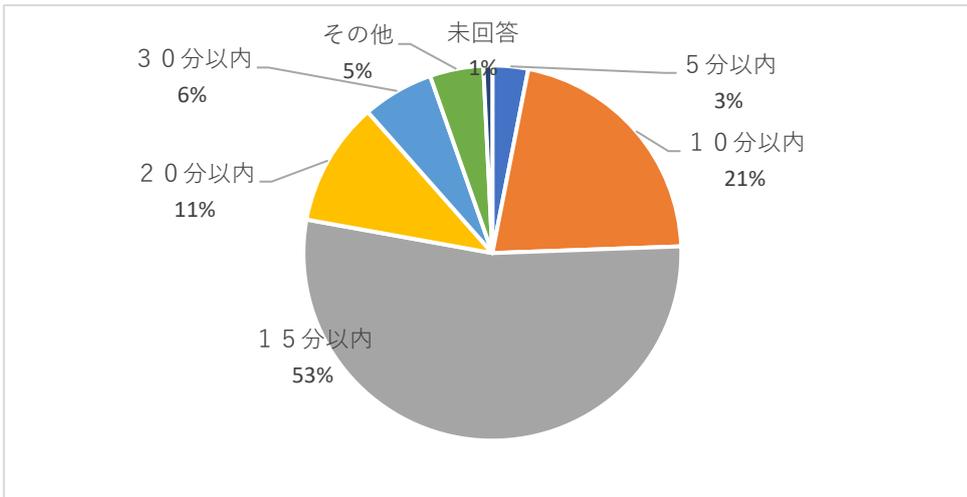


その他：

- ・ 小学生以下の制限
- ・ 常時換気されている場所での面会
- ・ 受付カウンター越しに面会
- ・ 現在検討中
- ・ 玄関
- ・ 天気が良いときは玄関先で（屋外）
- ・ 玄関口にご家族に着席、シールド透明カーテン越しに2mの間隔で
- ・ 網戸越し面会
- ・ 1階ホール
- ・ 週1回程度を目安に直接面会。場所は通所サービスの場所を使用。
- ・ ロビーを使用
- ・ 屋外にて
- ・ 施設敷地内の散歩は許可（天候・気温に応じて）、面会時の散歩は20分以内としている。

②現在の1回あたりの面会時間について選択してください。（看取り等特別な事由時を除く）

5分以内	10分以内	15分以内	20分以内	30分以内	その他	未回答
4	28	70	14	8	6	1



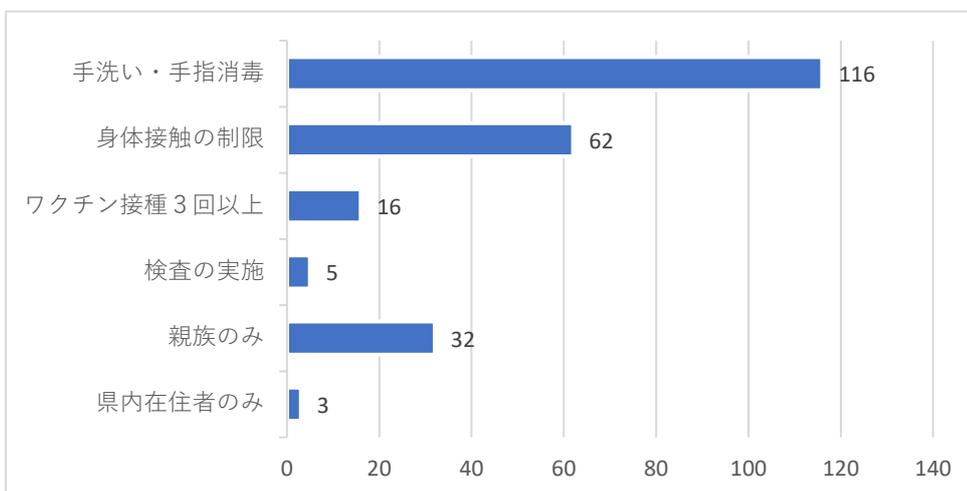
その他：

- ・ 時間の制限を設けません
- ・ ご家族等に長時間とならないように配慮いただく予定
- ・ 制限なし
- ・ 特に時間を決めない
- ・ 基本、自由
- ・ 半日以内

③面会を実施する際の条件について選択してください。（面会場所及び時間の制限を除く）

※複数回答

マスク着用	手洗い・手指消毒	身体接触の制限	ワクチン接種3回以上	検査の実施	親族のみ	県内在住者のみ
125	116	62	16	5	32	3



上記以外に、面会時の条件や留意事項がありましたらご記入ください。

- ・ 1組4人まで。9：00～17：30まで。居室での飲食はなし。居室ドアを開けての換気。
- ・ 居室内入室は2名迄で中学生以下は不可
- ・ 人数制限3名まで
- ・ 原則2名以内
- ・ 小学生以上、1回3人まで
- ・ 予約制
- ・ 体調伺い 検温
- ・ 直近で新型コロナウイルス感染症の症状がない、また症状がみられる方に接触していない
- ・ 面会者の検温、体調確認
- ・ 入館時の検温実施、感冒症状を有する方の入館禁止
- ・ 特に条件はなし
- ・ 検温の実施
- ・ 居室での飲食は控えてもらう
- ・ 対面式面会の場合は、事前予約制で1日4組まで。1回当たり2名まで（15歳未満不可）
- ・ 社会の感染拡大状況を踏まえ、面会の仕方も変えざるを得ないと思います。パーティションの使用や距離を保つなど。
- ・ 飲食禁止
- ・ 施設来園時の検温実施
- ・ 体調確認
- ・ 距離を2m空ける。
- ・ チェックシー
- ・ 面会前の検温、問診表の記入
- ・ 検温
- ・ 子供の面会はガラス越し。
- ・ 面会者の検温
- ・ 1日の面会者数を3組とし、密にならないように1組ずつ実施している。
- ・ 面会者は、風邪症状等がある場合、また周囲で体調不良の方がいる場合は、面会不可とします。
- ・ 予約制、1回2人までの人数制限
- ・ 当日の体調と本人及び周囲の人の感染状況等の確認
- ・ 面会回数について、予約制で週1回まで。
- ・ 面会者の1週間前健康等のチェックシートの記入
- ・ 面会者数は1度に2名まで。事前に電話予約。入所者もマスク着用。
- ・ 子供（小学生以下）の面会は極力控えていただく。
- ・ 高校生以下の方の面会は窓越しで実施している。
- ・ 面会前、および当日の体調確認を行う。
- ・ 面会者の当日の体調の確認・検温、体調が悪い方との接触の有無など
- ・ 県外の方は窓越し
- ・ 2名以内

- ・ 面会前に検温する
- ・ 面会室への入室は2名まで・飲食禁止
- ・ 3名以内
- ・ 面会時間15分以内 1m以上の距離で面会していただく。飲食物の受け渡しは原則として不可。お荷物については事務所預かり。
- ・ 面会前の検温

④看取り等対象者の面会方法についてご記入ください。

- ・ 看取りの方は、フリー面会としている。
- ・ 制限なし。いつでも可能。
- ・ 居室内
- ・ 対象者無し
- ・ 1日午前午後1回ずつ 15分程度
- ・ 状況に応じて、判断する。静養室又は個室での面会や付き添い等、コロナ以前と変わらず行う。健康確認、手洗い、手指消毒は当然実施するが、マスクについては、面会時には制限しない。本人と家族の関係による
- ・ 居室での面会
- ・ 状態により居室面会
- ・ 居室にて、マスク着用（場合によっては、ガウン着用）
- ・ マスク着用の上、居室で対応
- ・ マスク・フェイスシールド着用し、面会者の検温、当日の健康状態を確認し面会
- ・ 外から直接居室に入り面会
- ・ 体調伺い 検温 面会場所 居室、入室の際人数制限有（大人数の場合は交代制）時間の制限特に設けず
- ・ 面会人数の制限（1回2人まで）、面会時間制限（1回10分）、面会回数制限（週1回程度）
- ・ 随時、居室にて面会していただいている。
- ・ 制限は行わず、居室での面会を実施
- ・ 通常の面会方法と同様の対応
- ・ 制限はなし
- ・ 看取りはやっていない
- ・ 居室にて短時間の面会を実施
- ・ 1回に3人程度、面会者の健康状態確認以外は特に制限は設けていない
- ・ 施設内への出入口を制限し、他入所者様との接触がないようにしている
- ・ 看取りの状態が良くない方は面会制限を設けていない
- ・ 入居者様の居室にて面会
- ・ マスク・フェイスシールド着用で本人居室内での面会
- ・ 制限なくご家族の希望があれば居室にていつでも面会出来るように柔軟に対応している
- ・ 少人数で居室にて面会。家族は、面会前に検温行う。
- ・ 居室で対面での面会を実施。時間制限なし。

- 個別に検討する。
- マスク着用・手指消毒・検温実施後、居室にて短時間（10分くらい）の面会
- 直接面会
- 家族希望の都度
- 他の方と特に区別はしていません。
- 防護服等の感染予防
- ガウン、手袋、マスク着用で静養室にて面会可能としています。
- 別部屋で面会
- 制限なくご家族の希望があれば居室にていつでも面会できるように柔軟に対応している
- 看取りは実施していない。
- 居室での面会を許可しています
- マスク着用、手指消毒実施後、居室にて面会を実施している
- 看取り対象者・体調不良者については、3名以内、10分程度で、居室での面会を実施していただいています。
- 現在は窓越しでの面会
- 居室にて面会、回数頻度等の制限なし
- 見取り対応者がいない
- 原則として看取りとなった場合は協力医療機関等へ入院
- 身体状況によって居室可
- 特に制限なし
- 居室の窓越しに面会をしていただいています。
- 原則、短時間での居室にて実施。
- 居室面会を許可
- 個室対応
- マスク着用と検温等の健康チェック
- 自室
- 感染状況にもよりますが、上記内容に加えて流行期には抗原検査も実施していこうと思います。
- 例外的に、居室での面会、居室まではガウン着用
- 一度の面会を3人以内。面会者の体調不良時は面会を控えていただく。
- 施設の判断で面会回数の制限を無しにする。
- 感染対応行い、居室（個室）で面会。
- 感染状況にもよるがR5.15から、「1日何回でも1回2名で15分以内」の面会方法に切り替えていく予定。
- 面会時間帯も、1回の面会時間も自由
- 手指消毒、検温、フェイスシールド着用し、居室内で面会していただく。
- 居室での面会可能
- 検温、手指消毒にて看取りの方居室(個室)での面会
- 随時 状況等により対応を決定する
- 親族の面会を1回の面会では2人までとし大勢の場合は入れ替わりで対応

- ・ ユニット型のため居室にて面会
- ・ 必要に応じて随時、感染対策をしながら対応する。
- ・ ・居室での面会・同時は2人までのお願い
- ・ 静養室にて一度に2名まで直接面会と時間も15分程度。
- ・ 時間を指定して、居室面会
- ・ 居室にて時間制限なく面会可とする（但し、基本的な感染対策のご協力をお願いする。）
- ・ 抗原検査（一）でガウン着用し、5分以内
- ・ 1家族1回2名までで15分以内とする
- ・ 短時間での直接面会の検討
- ・ 多床室利用者は個室へ移動しての面会。入室については親族1回2名迄としています。
- ・ マスク等の着用、人数制限により居室での面会
- ・ 看取り者は面会フリーだが、大人数で来苑しないようお願いしている。
- ・ 面会者の健康状態が良好な場合、個室の面会を認める。
- ・ 状態に応じて居室面会可
- ・ 看取りは行っていないが、状況に応じて協議の上、柔軟な対応ができるようにする
- ・ 居室にて面会
- ・ 看取りは行っていません。
- ・ 看取りなし
- ・ マスク着用して頂き、直接居室で10分程度面会
- ・ 基本的に個室対応。居室入室で面会できる。回数の制限なし。短時間（15分程度）人数は2，3人程度。
- ・ 居室内面会を許可している
- ・ 居室（個室）にて面会 時間の制限はないが、面会1回についての人数は少数とする
- ・ 制限を設けない

⑤ 5類移行後の面会についてご意見等があれば記載してください。

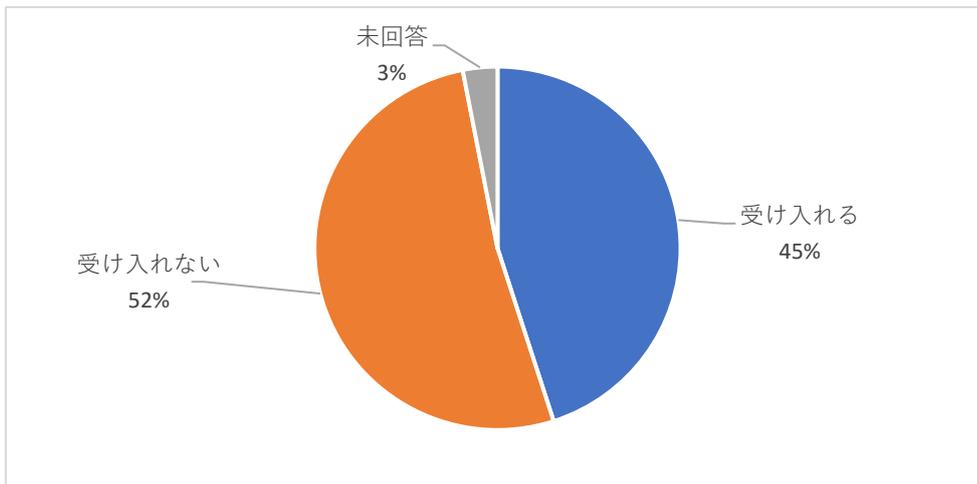
- ・ 5類以降に伴い、すぐに面会制限を撤廃はせず、様子を見てから検討する。
- ・ 感染対策の基本徹底を啓蒙しながら実施する。
- ・ 居室内での面会は可能になるのか
- ・ 今のところ、現状を維持する見込み
- ・ 5類に移行しても感染しないわけではないので、居室での面会はむずかしいのでは。
- ・ 第9波の予測もあり、現状を維持する。
- ・ 制限前の体制（自由に面会できる環境）
- ・ 感染状況をみながら緩和する予定
- ・ 世間の動向を確認しながら都度対応していく
- ・ 施設内での定期的な抗原検査実施は当面の間必要かと思われる。検査キット購入の補助等があればありがたい。
- ・ ご家族からは面会を自由にさせて欲しいといった声も聞かれるが、入居者さんへの重症化リスクを考えると多少制限をかけざるを得ないかと考える。

- コロナの増加傾向をみながら殉難な対応をしていく
- 対面での面会は続けていきたいが、地域で感染者が増えてくれば窓越しに変えざるを得ない。5類になっても高齢者のリスクが下がるわけではないため、施設は対応に苦慮している。
- 今現在は、所定の場所へ利用者様をご案内し面会者と会う形式を行っているが、5月8日後の感染状況を鑑みて施設の面会の在り方を検討したい。
- 今後の推移を見ながら、段階的に制限を解除する方向で検討している。
- 施設内での面会を実施していく予定
- 感染情報等が伝わりづらくなるため、注意が難しくなる。
- しばらくは従来通り慎重な対応を心がけたいと思います。
- 検討中
- 緩和されるが、感染状況に応じて制限を設ける。
- 新規感染者数は全国的に緩やかに増加しており、大型連休明けの感染拡大も懸念される場所であるので、今まで通りの制限付き面会を継続していく予定です。
- 緩和予定
- 今現在、今までと同じ対応を考えています。
- コロナ禍以前のように居室での面会を再開したいのが願いです。
- 事業所の判断ではなく、国として指針をきちんと出すべき
- どこまで解除や制限をしてよいかかわからない。
- コロナの蔓延状況による。インフルエンザ並みに、季節感があれば、対応しやすいが、暑く手も、寒くても関係なしであれば、国の終息宣言を待つしかないのかと思う。国は事業所判断というだけで、リスクをとらない。せむかたなしというところです。
- 感染状況を勘案して面会制限を行う予定です。
- 老協協や県の方でも何かしらの指針などを早めに提示して欲しい。
- 会社での感染対策委員会に基づいて対応をしています
- 徐々に面会制限は解除していきますが面会の人数や面会者の検温は継続します。
- 専門家の意見によるとGW明けの第9波は第8波を上回ると言われている、実際そうなれば恐怖ではない。
- 規制をしながら矛盾を感じていた。
- 近隣の様子を見ながら具体策を検討中。5類引き下げになっても高齢者にとっては警戒態勢は変わらず、一気に制限解除することは難しい。徐々に緩和していきたい。
- 徐々に緩和方針
- 当面は場所、面会時間等は現在と同じ方法で行っていきます。
- 感染拡大状況にもよるが、居室面会への移行の時期の検討が難しいと感じる。
- 再度感染が拡大した場合は面会中止とする。
- 感染状況により面会の対応を緩和・変更を予定している
- 面会について5月下旬の再開として通知する。ご家族のご理解・ご協力が不可欠であるが、感染対策の意識の低いご家庭もあり、懸念がある。体温チェック及び数日間の体調を口頭で確認し、面会をしていただくこととなる。

3. 5類移行後のボランティアの受け入れについて

① ボランティアの受け入れをしますか。

受け入れる	受け入れない	未回答
59	68	4



② ボランティアの種別・内容を記入してください。(受け入れると回答した方)

- ・ 直接利用者にかかわること以外のボランティア
- ・ 外出見守り、傾聴、屋外活動支援等
- ・ ミュージックケア
- ・ 種別・内容に制限なし
- ・ レク、洗濯やりネン交換などの直接介護ではない業務
- ・ 傾聴ボランティア 踊りの慰問等
- ・ イベント・レク等のボランティア
- ・ 少人数による楽器演奏
- ・ 慰問等
- ・ 子ども食堂
- ・ 利用者との接触が無い内容で実施。清掃等
- ・ 傾聴ボランティア等
- ・ 検討中
- ・ 音楽余興関連
- ・ デイのレクボランティア
- ・ レクリエーション、浪曲披露。
- ・ 音楽、アート活動、運動
- ・ 洗濯たたみ
- ・ 施設外部環境整備
- ・ 繕い物など
- ・ 踊り、演奏
- ・ 手話通訳、ウエス作り等

- ・ 音楽バンドボランティア、踊り
- ・ 清掃、草取り、レクリエーションに関わるもの
- ・ 車椅子清掃ボランティア
- ・ 会話ボラ等
- ・ 買い物、サロン、旅行等
- ・ 雑務
- ・ クラブ活動等の講師
- ・ 特に制限無
- ・ 職員家族や屋外活動に限る。
- ・ 介護及び教育実習生
- ・ 傾聴ボランティア・行事の際、演奏ボランティア
- ・ 歌や踊りなどの披露。車椅子の清掃など。
- ・ 高齢者支援 ウェス裁断・清拭タオル縫製等
- ・ 音楽
- ・ 喫茶・傾聴・陶芸・書道・生け花など
- ・ 今後検討する。
- ・ 語り部、シルバーリハビリ体操、フットケア、就労施設の訪問販売など
- ・ 地域の子供たちや舞踊など
- ・ 教育：職場体験学習、慰問交流 など
- ・ 特に制限はない
- ・ お囃子 ある程度入居者と距離が保てる形
- ・ 交流イベント等
- ・ 演奏会
- ・ いきいきヘルス体操・書道・陶芸など
- ・ 屋外のボランティアやお囃子や演奏など団体のボランティアから受け入れる
- ・ 演芸ボランティア・舞台上での演技を披露してもらい、利用者との直接的な接触はなし。
- ・ 楽器演奏等
- ・ 奉仕（シーツ交換・髪乾かし・タオル畳み）・演芸（誕生会での踊り等）
- ・ 芸能活動、生活支援、趣味活動、清掃、歌及び楽器演奏
- ・ 写真掲示、生け花、美容（カット）
- ・ 個人のボランティア、見守りや作品作りの支援など
- ・ 傾聴ボランティアやイベントでの出し物等

③ボランティアを受け入れる際の留意点等を記入してください。（受け入れると回答した方）

- ・ 同居家族も含めた基本的な体調チェック
- ・ 健康管理や手洗い、手指消毒、マスク着用をお願い
- ・ 密接しないで行う
- ・ 基本的な感染対策
- ・ マスク着用、体調

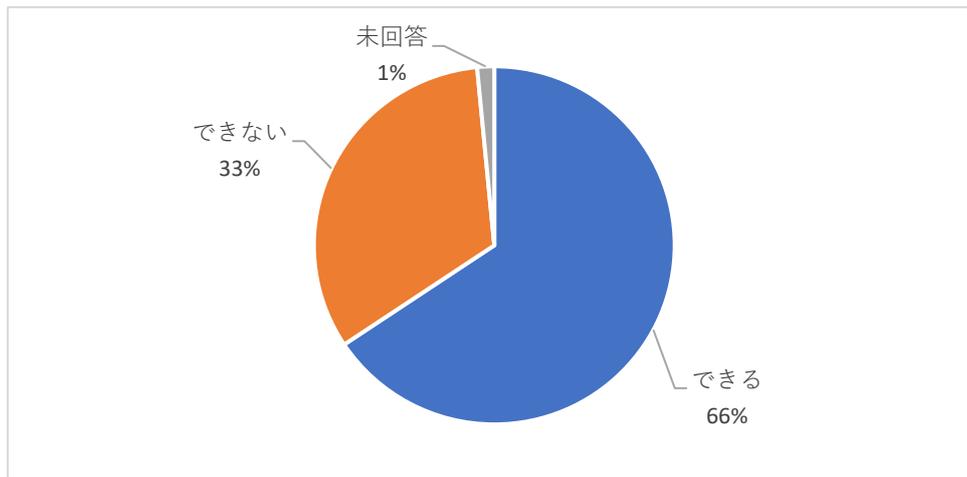
- ・ 体調伺い 検温の実施 待機スペースの消毒、換気
- ・ 検温等体調の確認、新型コロナウイルス感染症の症状等がないこと
- ・ マスク着用 検温・体調確認 会食等の禁止
- ・ 検温、手指消毒、体調管理
- ・ 手指消毒、体調確認
- ・ 基本的な感染対策の実施
- ・ マスク着用、手指消毒等の基本的な対策の実施
- ・ マスク着用、手指消毒、体温チェック等
- ・ マスク・手洗い・消毒
- ・ 当日の検温と体調確認
- ・ 来訪時の検温や体調確認の徹底等
- ・ ボランティアの方が関連施設で介護職員なので、感染対策は徹底しており安心して受け入れを行っている。
- ・ マスク着用
- ・ 体温や体調確認
- ・ 基本的な感染症予防対策を実施していただく予定
- ・ 基本的に面会に対する制限と同じ
- ・ ボランティアの体温測定、利用者との距離をとる。
- ・ 健康状態のチェック、ワクチン接種の確認など
- ・ 検温、ワクチン接種回数
- ・ 施設に入る2日前からの体調確認をお願いします。
- ・ 車椅子清掃等、ご利用者との接触がないボランティアのみ受け入れ予定です。
- ・ 検温、手指消毒、マスク着用等
- ・ 本人および家族等の体調の確認、学校等での感染者の状況の確認
- ・ ワクチン接種済み、マスク着用
- ・ 健康状態の確認
- ・ 密の回避
- ・ 健康問診と検温を実施
- ・ 検温と体調確認。介護実習生は受け入れたい。
- ・ 基本的な感染対応及び本人並びに周囲の人間の感染状況確認
- ・ 体温や体調確認、マスク、手指消毒等の通常感染対策、流行期には抗原検査等も行う。
- ・ 直接触れ合うのは控えていただき、距離を保った状態で見ると聞く。
- ・ 健康等チェックシートを来園時に記入してもらうこと。
- ・ 検温
- ・ 特になし
- ・ ボランティアの方の体調管理や、検査をどのようにしていくのか。
- ・ 来所時の体温測定、施設内の感染状況などの情報提供
- ・ 地域の感染状況に応じて対応していく。
- ・ 活動前の健康観察、活動時の健康状況と自己の参加判断

- 体調管理
- 直接、入居者と触れ合うことは避け、来苑時の検温・消毒実施
- 一定の距離を保つ。
- 入館時の検温・入館時の体調管理チェックシートの記入・接種証明書の提示（初回のみ）
- 利用者と近い距離で関わるボランティアについては状況をみながら検討
- 検温と体調面の聞き取り
- 手指消毒・マスク着用
- 検温・体調伺い
- 個人情報の厳守。活動時間は短時間。負担にならない回数。
- 健康チェックをする。
- 施設の感染対策を説明し、協力・理解いただける方。職員同様の感染対策（検温や体調確認、自身の感染及び濃厚接触などの状況報告など）を協力依頼。
- 当日の健康チェックとマスクの着用は継続していただく

4. 5類移行後の外出・外泊・屋外活動等について

① 外出（病院受診除く）はできますか。

できる	できない	未回答
86	43	2



② 外出時の条件等をご記入ください。（できると回答された方）

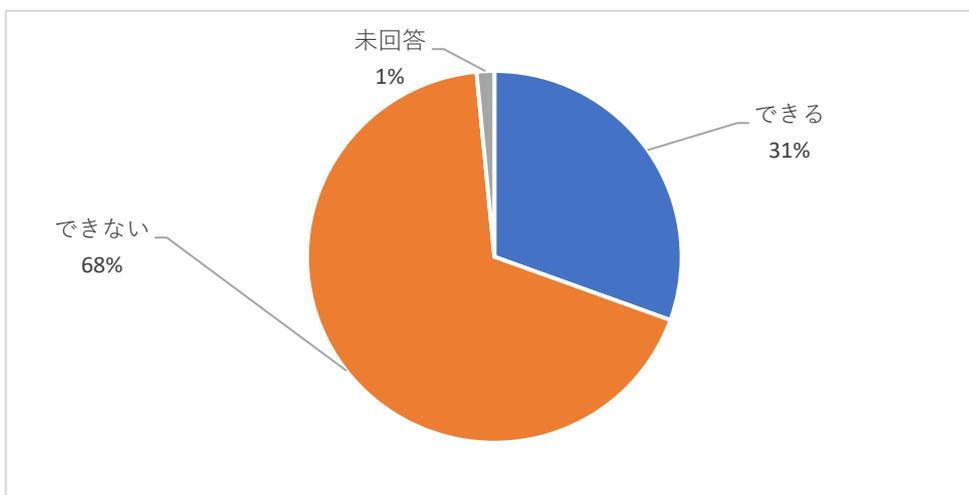
- ・ 自宅のみ、キーパーソンの方と2人をお願いしている。
- ・ 人込み以外 当面は飲食を避ける
- ・ 市内若しくはご自宅のみで、時間的には2～3時間以内
- ・ マスクと消毒、帰設後2日間居室隔離3日目体調チェックしてから解除
- ・ 基本の感染対策のお願い
- ・ 市内
- ・ 特になし
- ・ マスク着用、密ではない場所
- ・ 外出時前の検温 帰所後の検温 （当面の間は外食が控えて頂く）
- ・ 日帰りで、人混みは避ける
- ・ 外食以外
- ・ 基本的感染対策
- ・ 少人数・人が多い場所は避ける・外食は個室で食べられる所
- ・ マスク着用、手指消毒、人混みとなる場所を避けるなど、外出の目的や時間、同行者などに応じて留意点を周知。外出から戻った後は2～3日健康状態の観察を実施。
- ・ 人込みは避けてもらう
- ・ 人混みには行かないようにする。
- ・ 行き先を明らかにした上で1時間程度の買い物等
- ・ 人込みのある場所は避ける
- ・ 個々の事情を勘案し、できるだけ短時間で、目的地以外の訪問はしないようお願いをしている。
- ・ マスク着用し人混みを避けての外出とします。
- ・ マスク着用、発熱がない

- ・ マスク着用、体調の確認等
- ・ マスク着用、飲食禁止
- ・ 外出先により個別に検討する。
- ・ 体調に問題なければ
- ・ 車両からの見学
- ・ 基本的な感染症予防対策を実施していただく
- ・ 三密を避ける、マスク等の感染対策を実施
- ・ 外出後の翌日から3日間は抗原検査を実施
- ・ 特に条件は定めていないが、人込みは避けていただくようお願いしている
- ・ 混雑している場所・時間をさけてもらう
- ・ 家族の冠婚葬祭
- ・ 近隣で屋外での見学や軽食摂取。
- ・ 外出前に場所の提示をさせ、外出前・帰館時の体温測定（不安がある場所へ行った場合は抗原検査を実施する。
- ・ 短時間の外出には特に条件はないが、病院への外出や長時間の外出の場合は、帰所後1日居室対応とさせてもらう。
- ・ 花見、散歩等、飲食を伴わない屋外行事を実施
- ・ 三密を避ける
- ・ マスク等の感染対策の実施
- ・ 人混みへの外出の自粛要請。マスクの着用。
- ・ 寄り道はしないよう伝えている。
- ・ 感染対策をしていただき、一緒に行く方の体調を確認してから外出していただく予定です。
- ・ 特に無し
- ・ 飲食を避けて頂く。
- ・ 通院等必要なこと以外はなるべく遠慮してもらう
- ・ 職員付き添いの外出
- ・ 一緒に外出する方の体調確認、帰所後の体調確認
- ・ 外出先の申告、込み合う時間をさける。流行期は外出禁止にします。
- ・ 家族の状況により延期が難しい場合など。
- ・ 米寿などのお祝いなど特別な日の日帰り外出は可。
- ・ 人混み・長時間の接触と会食を避ける
- ・ 施設行事・病院受診のみ
- ・ ドライブ
- ・ オープンなスペース 公園 買物等は 時間の配慮 人数制限
- ・ 職員の対応のみであれば、人混みを避けて外出は今までも行っていた。5類移行後は買い物などの支援も行う予定。
- ・ イベントでの外出は人が多い場所や時間帯は避ける。自宅への外出は実施しておりません。
- ・ マスク着用し人混みは極力控える
- ・ 可能な限り人混みを避ける

- ・ 短時間で、近隣迄
- ・ 人ごみは避けて頂く。人数が多く集まる場所は避けて頂く。
- ・ 2～3時間程度なら可能としています。
- ・ ご家族がお迎えに来られた際に、目的地や帰設時間などを記入 ユニットの行事で外出であれば人混みを割けるような計画を立てる
- ・ 外食等の把握
- ・ マスク着用・手指消毒の感染対策を実施しながら対応。
- ・ マスクの着用等基本的な感染対策をお願いする。混雑する場所には行かないなど
- ・ 行かれる場所の確認
- ・ マスク着用のみ
- ・ ご本人の帰宅願望等サービス提供上必要な場合
- ・ その日の検温実施。ユニット単位で外出する。
- ・ 人混みは避ける。同行者の健康状態が良好なこと。
- ・ 半日単位での外出、外食の禁止
- ・ 施設の外出行事のみ・家族等による外出は自宅との往復や・冠婚葬祭のみ可能としている
- ・ 外出場所、同席する人、時間などを確認した上で判断する
- ・ 混雑を避け、できるだけ屋外施設での見学等
- ・ 家族の健康状態の把握。短時間で帰園。家族送迎。
- ・ 花見などのドライブ外出、自宅に帰る（会う家族は限定し体調確認する）
- ・ 現状では、人込みでない場所への外出を施設が企画して対応する場合。

③外泊はできますか。

できる	できない	未回答
40	89	2



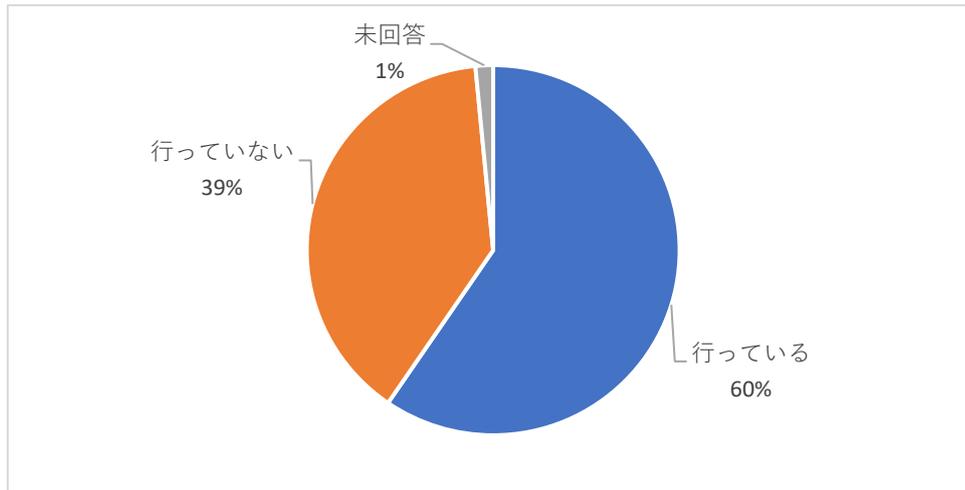
④外泊時の条件等をご記入ください。（できると回答された方）

- ・ 基本の感染対策のお願い
- ・ 自宅のみ

- 特になし
- 個別に相談し決定
- ご家族に感染症予防に配慮していただく
- 基本的感染対策
- 外出時と同様
- 自宅に限る。家族の健康状態の確認を行う。
- 外泊先の状況により個別に検討する。
- 基本的な感染症予防対策を実施していただく
- 外泊後の翌日から3日間は抗原検査を実施
- 特に定めていないが、県外や人込みの多い所は避けていただくようお願いしている
- 戻る場合、抗原検査実施（予定）
- 家族の冠婚葬祭のみ
- 外泊された場合は、帰所後1日から2日の居室対応をさせていただきます。
- 三密を避ける
- 原則として当面間は自宅等のみの外泊。外泊後の検査と小まめなバイタルチェック。
- 特に無し
- ショートステイでの一時帰宅など。
- 行先を限定してもらう
- 外出先の確認、誰と行くか、体調確認
- 外泊から 戻る際に検査実施陰性確認
- 帰園後、3日間は他利用者と食事や入浴は別にする。
- 人ごみのあるような場所・人数の多い場所は避けて頂く。
- 外泊の希望があればかなえて差し上げたいが、コロナ流行以前から外泊は無いです
- ご家族との接触、外食等の把握
- 利用者の体調に合わせ、感染対策をしながら対応。
- 家族内で体調不良者がいない
- 家族の健康状態が良好なこと。
- 5日間以上の外泊（帰苑前日と帰苑日に抗原検査実施）
- 外泊する場所、一緒に過ごす人などを考慮した上で判断する
- 自宅のみで、外出はNG
- 家族の健康状態の把握。近距離で1泊程度。家族送迎。
- 自宅に感染者がいないこと

⑤屋外活動は行いますか。

行っている	行っていない	未回答
78	51	2



⑥活動の種類と留意点等をを記入ください。（行くと回答された方）

- ・ 車外には出ず、車の中で花見などを行う。
- ・ 花見、外食、買い物
- ・ 園外散策、花見等、屋外での食事、園芸活動 等
- ・ 桜の花見等
- ・ 近隣のみ屋外見学施設など
- ・ 敷地内の緑地に限る
- ・ 畑での作物の収穫、花見など、密にならない
- ・ ドライブ等付き添いを伴っての近隣の場所への外出。体調を確認し、人混みを避ける。
- ・ 花見 散歩など 3蜜を回避しての実施
- ・ 外出行事、散歩等
- ・ 設問の意図が不明確。敷地内の除草作業や畑仕事、リサイクル活動などは特に制限なく実施。地域住民との交流やゴミ拾いなどの活動の再開は検討中。
- ・ ドライブ等
- ・ ドライブ、外食
- ・ 施設周辺の散歩や清掃ボランティアの実施。マスクの着用等
- ・ 花見等ドライブに出かけている（他者との接触がない場所に限定）
- ・ 花見等。車内から観賞し、外には出していない。
- ・ ドライブ、お花見など、人混みを避けて可能な行事とする。敷地内で間隔をとり体操やゲーム、青空昼食会の実施を屋外活動として実施する。
- ・ ドライブ
- ・ マスク着用
- ・ お花見等季節を感じられる屋外活動を実施。少人数で行う。
- ・ いちご狩り。貸し切りで外部の人と接触しないように調整している。
- ・ 三蜜を避けた季節の花を楽しむドライブ。

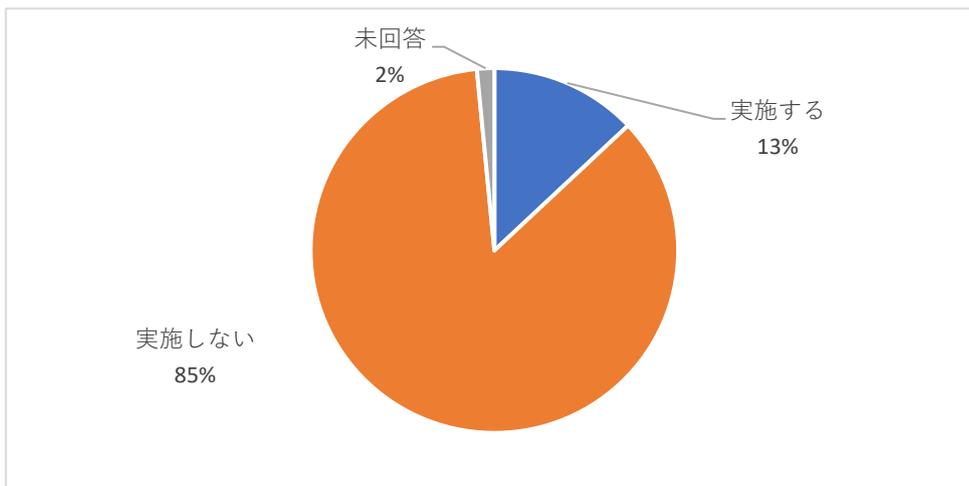
- 散歩や屋外作業を行っている。特に制限はない。
- 買い物や散歩 マスク着用 手指消毒
- 屋外等の十分な換気ができる場所を選定。マスク、手洗いの励行
- お花見など 人が集まる所は避ける
- 花見、公園散策
- 散歩、畑仕事、買い物
- お花見や散歩等
- 庭、公園の散歩
- 散歩、外食、外出レク（観光地へ）、外出時はできるだけ人ごみを避ける。マスクは利用者も着用。移動時の車内の換気の実施。
- 花見、散歩等、飲食を伴わない屋外行事を実施
- 外出、散歩、買い物、草取り等
- 近場の遠足
- 施設としての屋外活動時はマスクの着用とうがい手洗いの協力依頼。
- 敷地内での外食やドライブなど
- 行事や外食等
- お買い物レク、散歩、園芸活動
- レストランでの飲食を控える。
- 認定調査や研修会参加
- 散歩や花見
- ドライブ、買い物、園芸
- 施設内の行事→密にならないように配慮
- ドライブが中心。人の往来がなければ、車外にでるといった方式です。
- 施設敷地内の庭での活動のみです。
- 利用者の敷地内の散歩等のため、特に留意点はなし。
- 車移動での花見等
- マスク着用・人数制限
- 中庭や人込みを避けての散歩等
- 作物 お花を育てるな また 地域のゴミ拾い
- ドライブ、お花見等
- 今後外食の計画あり
- 庭先での散歩やお花見ドライブと職員とご利用者様、外部の方を入れず行っている
- 花見、買い物ツアー、歩こう会車内乗車人数の制限、マスクの着用、手指消毒
- 施設近隣の散歩などであれば、特に注意は払っていない
- 施設外ドライブ
- 基本的な感染対策の徹底
- 散歩：敷地内、施設近隣 ドライブ：乗車数の制限
- 近くの公園に散歩やドライブ
- 散歩

- 施設内の花見、花火
- 公用車でのドライブ、お花見
- 体調管理、経過観察
- お花見見学
- ドライブ 散歩
- 外出行事・敷地内散歩
- 散歩程度
- 花見、屋外施設見学密は避ける。
- 散歩や花見など。人混みへは行かない。
- 屋外で実施のイベントに参加している マスクの着用

5. 5類移行後の職員への対応と検査について

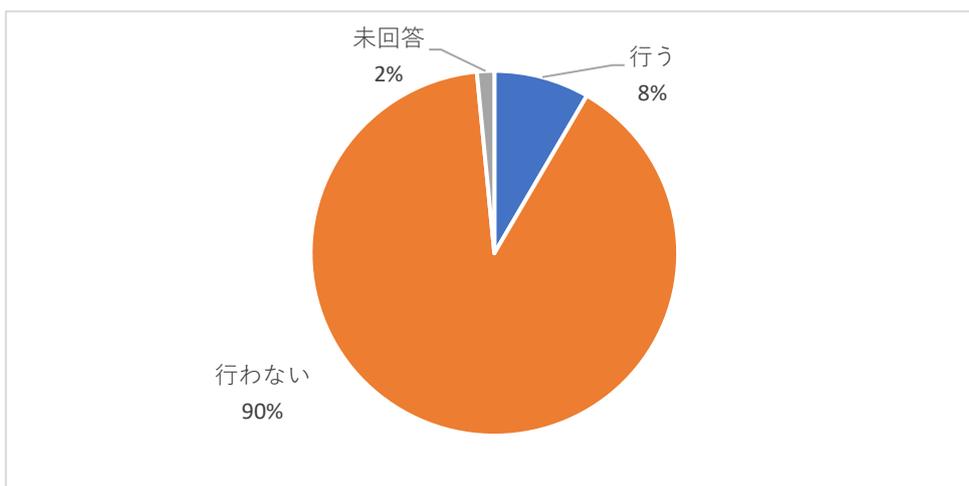
①職員の行動制限は実施しますか。

実施する	実施しない	未回答
17	112	2



②移動・来客や帰省者・滞在者があった職員への対応は行いますか。

行う	行わない	未回答
11	118	2



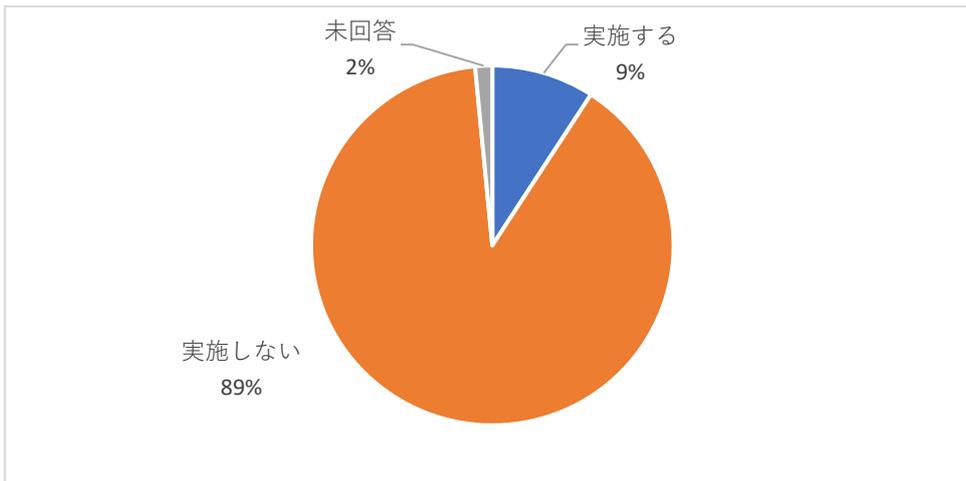
③職員への行動制限はどのように実施していますか。（実施すると回答された方）

- ・ 体調に不安があれば高原検査をする
- ・ 感染の可能性に留意して自身の体調変化に気をつけることを要請
- ・ 移動・来客や帰省者・滞在者のあった職員全員に行うではなく、必要と判断した場合や希望のあった場合を想定する。
- ・ 検温、体調の確認、マスク着用の継続
- ・ 可能な限り3密を避ける行動をお願いする。
- ・ 自覚を持って行動するように促す
- ・ 検査を行う。

- ・ 県外へ行く際は施設長に申し出る。
- ・ 体調不調等の有無の報告
- ・ まだ、正式には方針が出ていない。
- ・ 移動等の地域により、抗原検査等を実施する。
- ・ 職員同士の会食・飲み会・遊びの禁止、私的な海外旅行
- ・ 状況に応じた抗原検査の実施

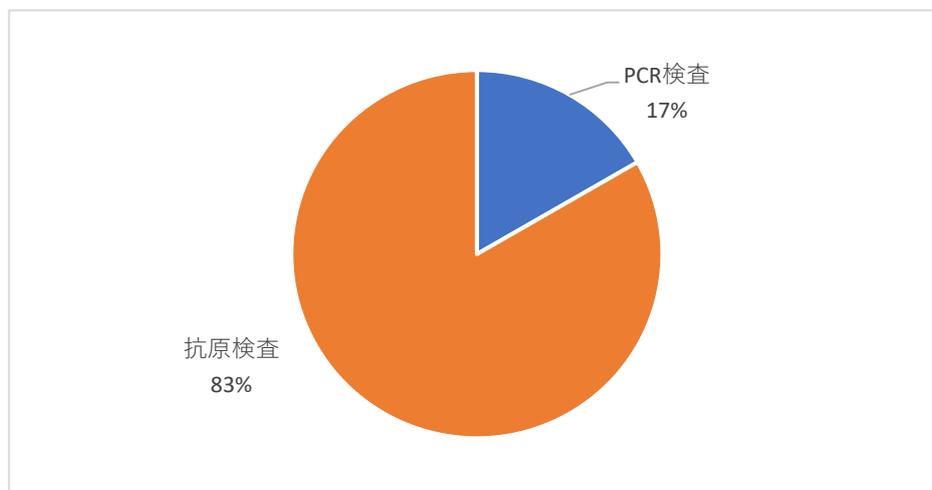
④職員の定期的なPCR検査または抗原検査は実施しますか。

実施する	実施しない	未回答
12	117	2



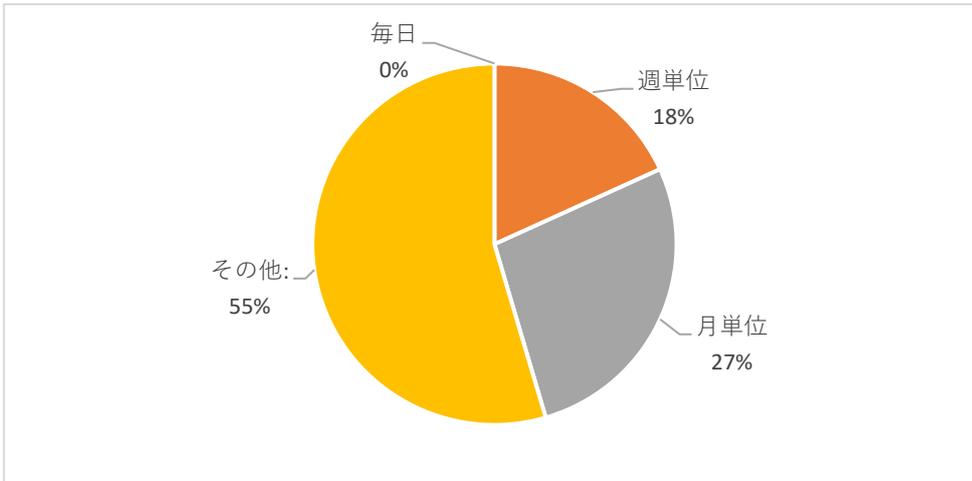
⑤検査の種類を選択してください。（実施すると回答された方）

PCR検査	抗原検査
2	10



⑥検査の頻度はどの程度ですか。（実施すると回答された方）

毎日	週単位	月単位	その他:
0	2	3	6



その他：

- ・ 風邪症状がみられるなど、体調の変化があった場合は抗原検査の実施を行う。
- ・ 市内の感染者数の状況により実施し、または入所者様もしくは職員に感染者が確認された場合に実施。
- ・ 月単位か、症状の早期発見により実施か。
- ・ 発熱時、本人希望の際
- ・ 現在協議中
- ・ 発熱などの症状が続いた場合

⑦そのほか、予防や早期発見対策のために、職員に対して行う予定のことはありますか。

- ・ これまでと同じような、家族を含めた体調管理
- ・ 出勤退勤時の検温
- ・ 毎日の健康管理、基本の感染対策の徹底、家族等の健康観察 等
- ・ 風症状があれば検査や受診をしてもらう
- ・ 体調不良時について、随時抗原検査を行う予定
- ・ 体調不良時は出勤しない
- ・ 毎日出退勤時の検温、自分や家族の健康状態を申告する（以前より継続）
- ・ 検温、体調の変化の観察
- ・ ワクチン接種（任意） 検温及び症状の確認
- ・ 出勤時の検温
- ・ 検温、症状確認等
- ・ 毎日の体調観察記録
- ・ 毎日の健康管理票の記入と提出
- ・ 不調を感じたら速やかに上長へ報告し、医務室と連携をとる
- ・ 定期的な注意喚起

- ・ 出勤時・退勤時の体温測定、手指消毒、うがい、マスク着用、症状の有無の早期報告、疑わしい時等の早期抗原検査
- ・ 現在同様に毎日の健康チェック
- ・ 検温や体調不良時の報告の徹底等
- ・ 体調の変化については、日々の健康管理を徹底してもらっている。以前より感染者と接触があれば、又は感染の疑いのあるスタッフに関しては、抗原検査を行うこと、又は病院受診を促す。
- ・ 体温測定
- ・ 毎日の検温。体調の確認
- ・ 体調不良があった場合には、出勤前に報告・相談を行う。
- ・ 基本的な感染症予防対策を実施
- ・ 熱や咳などの症状がでた場合の勤務停止 等
- ・ 健康観察
- ・ 検温
- ・ 出勤前の自宅での検温、出勤時の検温、業務中の検温 退勤時の検温
- ・ 本人や家族に風邪症状がある場合に、抗原検査を実施する。
- ・ 常時、自己責任の下で体調管理を行い、不調の時は検査や通院して予防や早期発見に努める。
- ・ 規制はしないが、外出や遠方へ出かける際にはマスクをすることを推奨する。
- ・ 出退勤時の検温は継続します
- ・ 体調不良の職員について施設持ちの抗原検査の実施
- ・ 出勤時の検温、発熱などの体調不良時はすぐに協力医療機関で検査を行う。
- ・ 外出先で今までどおり人混みに行かない3密の回避
その場に応じたお互いマスクの着用、手洗い、うがい
少しでも体調不良と感じた時は休んで病院受診をしてもらう
- ・ 出勤前に体調不調があった場合には、症状に合わせて検査を実施する。
- ・ 各自の体調管理に任せる
- ・ マスク着用、手指消毒
- ・ 個人の責任にしています。対応がわからない時は看護師に相談してくれる職員が多いです。
- ・ 従来通り、本人、家族の熱発の症状を認めた時、受診、検査を行う。
- ・ 注意喚起をメール等で行う。
- ・ 毎日の検温と健康観察を実施する。
- ・ 出勤・退勤時の検温 行動履歴の把握
- ・ 感染症についての施設内研修やシミュレーションの実施を行い注意喚起を行い、また、体調変化時の報告についての再確認を実施する予定。
- ・ 体調不良時の相談をするようにとの声掛け
- ・ 毎日の検温
- ・ ワクチン接種
- ・ 出勤前の体温測定
- ・ 法人内研修会に基づく個人の自覚の醸成
- ・ 毎日の検温と体調確認

- 毎日の体温チェックなどの体調管理をお願いしている
- 毎日の検温報告 体調報告 リーバーの活用
- 濃厚接触者となった場合は抗原検査を実施
- 出勤前と退勤時の検温
- 体調不良時の検査の実施、休暇の取得推奨
- 体調管理の徹底
- 健康管理表の継続
- 以前より、出勤してはいけないフローチャートを施設で作成し実施している。
- 感染に不安がある場合に、抗原検査を実施する
- 発熱やその他症状出現時の抗原検査は行う
- 本人や同居家族に発熱等の症状が出た際に、管理者に電話で報告し対応を仰ぐ。
1週間ごとの行動報告。
- 風邪症状等体調がよくない場合には、抗原検査を実施する。
- 検温・手指消毒・マスク着用
- 出勤時と昼の検温で体調管理
- 体調に異変を感じたら（本人、家族）出勤せず、速やかに施設に連絡、相談し、適切な対応をする。
- 家族等が感染して場合には抗原検査を施行する。
- 体温測定1日3回（出勤前・出勤時・退勤時）をしばらく継続。体調不良の報告及び受診。
- 出勤時の体温測定と健康チェック 家族に感染者が出た場合の情報共有

⑧職員が陽性となった場合の療養期間はどのように判断しますか。

- 症状有無しでの療養5-7日
- 10日間 ※同回答 他7施設
- 10日間（無症状は7日間）
- 10日間の療養
- 10日間隔離
- 10日間自宅待機。最終2日間検査し、陰性確認後出勤可。
- 10日間出勤停止
- 10日程度
- 5日から7日
- 5日間 ※同一回答 他5施設
- 5日間（症状なしから24時間以降）とする
- 5日間かつ、症状が警戒して24時間
- 5日間は自宅待機・療養
- 5日間は療養してもらう
- 5日間を想定。
- 5日間出勤を控えてもらう。
- 5日目に発熱なければ抗原検査にて陰性確認し翌日発熱なければ出勤

- 5類移行後も従来通りの期間
- 5類移行前と同様
- 6日間の予定
- 7日（無症状は5日）
- 7日間 ※同一回答 他7施設
- 7日間(発症日を0日として)
- 7日間の自宅待機
- 7日間の自宅療養
- 7日間の自宅療養。7日目の抗原検査。
- 7日間の出勤停止。
- 7日間の療養
- 7日間もしくは症状が治まってから2日後
- 7日間休み
- 7日程度 症状にもよる
- インフルエンザと同様に判断します
- インフルエンザと同様の行なう
- インフルエンザ同様とする
- ガイドラインに準じる
- まだ7日間と考えている。
- 医師の指示による
- 医者の判断が最優先だが、症状有10日・無症状7日
- 一般的に目安として提示されている通りを想定
- 解熱後3日目に抗原検査で陰性確認後迄。
- 概ね7日間
- 感染判明時を0日として6日目と7日目に抗原検査陰性にて8日目に出勤。咳が続くようであればN95マスク着用する
- 基準に基づき、7日間の自宅療養
- 基本5日とする ※同一回答 他1施設
- 基本7日間 症状が軽快後24時間経過してから
- 協力病院と同様に対応する予定
- 協力病院の感染委員会の指示に従いながら対応している。
- 検査結果を踏まえ、症状があった日を基準（0日）と判断する。
- 検討している
- 検討中 ※同一回答 他2施設
- 県、厚生労働省の説明の通り
- 県の指定する期間の療養
- 県や市の指導に合わせて
- 原則、発症日の翌日から10日間
- 原則5日間（体調不良時は延長）

- 現在、検討中です。
- 現在2類時に準ずる
- 現在協議中
- 現時点では、これまで通り7日間。
- 現状の7日間自宅待機
- 厚生労働省による新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを参考に医師の判断で行う。
- 厚生労働省の指針に基づく
- 厚生労働省の方針に基づく
- 厚労省に準じる
- 厚労省の指針に従う
- 厚労省の指針に順ずる
- 厚労省の推奨する期間
- 厚労省より示されている指針に従って判断します
- 行政からの通知を参考にして判断
- 国から示される基準の遵守及び個別の健康状態による
- 国の基準か医師の意見を参考にする。
- 国の基準に準拠
- 国の基準通り。
- 国の方針に従う。
- 国の方針等を基に検討中
- 国等から出ている期間で対応していく。
- 今のところ7日間、場合によっては5日間検討中
- 今のところ今まで通りの対応をとる
- 今までどおり、5日経過後に検査確認後。
- 今後、国の指針が示す期間 を基準に判断
- 最新の厚労省の通達に準じます
- 最低5日間は自宅療養、体調や症状によって検討
- 自治体の示す待期期間に準ずる
- 従前のおり（10日間）
- 症状あり、なしで判断する。
- 症状がでた日を0日、7日間の自宅待機
- 症状が出てから5日間
- 症状等
- 嘱託医と相談
- 嘱託医の判断
- 職員の症状を鑑み判断（5日～1週間程度）
- 当苑の従来の療養期間を踏襲する。（10日間）
- 発症日から5日間の療養
- 発症日から7日間

- 発症日の翌日から5日間
- 発症日を0日目として5日間を待機期間とする。
- 発熱日より7日間の休暇
- 病状による
- 保健所、協力医療機関等と相談の上判断
- 保健所の見解に準じる
- 保険所の指示に従う
- 有症状7日、無症状5日
- 陽性から7日間(症状がある場合完治してから)
- 陽性となった日から7日間
- 陽性となった日から7日間自宅療養。陰性が確認でき本人の状態により出勤を促す。

⑨職員が濃厚接触者となった場合の待機期間はどのように判断しますか。

- 2, 3日目抗原検査 陰性なら4日目勤務
- 2～3日間。
- 2日を想定。
- 3, 4日目抗原検査実施し、陰性であれば4日目に出勤可能。
- 3～5日間
- 3日 同居家族で居住空間を分けることが困難な場合は、その同居の陽性者が解放になるまで。
- 3日間 ※同一回答 他2施設
- 3日間の自宅待機
- 3日間の自宅待機、4日目に抗原検査陰性であれば出勤可能
- 3日間は完全療養・その後2日間様子観察し陰性であれば出勤を促すが、同居家族が陽性の場合同居陽性者が陰性となったことが証明されるまでは出勤を制限することもある。
- 3日間自宅待機4日目に抗原検査陰性で出勤可
- 3日間待機その後抗原検査を実施。
- 3日間程度
- 3日目あたりに症状がでなければ出勤可
- 4日目に抗原検査して、陰性なら出勤。
- 5日間 ※同一回答 他7施設
- 5日間、無症状の場合は2, 3日目の検査を実施し陰性であれば出勤
- 5日間。家族が立て続けに感染した場合、最終感染者発症日から5日間。
- 5日間の自宅待機
- 5日間の自宅待機後出勤、あるいは3日間待機後出勤ただし3日目+2日間は抗原検査陰性を確認しながら出勤可とする
- 5日間を継続
- 5日間隔離
- 5日間及び家庭内隔離（宿泊施設利用含む）
- 5日間自宅待機。最終の2日間検査。陰性確認後出勤可。

- 5日程度
- 5日程度 家族構成等状況による
- 5類移行前と同様
- 7日間の自宅待機
- PCR検査を実施
- インフルエンザ同様待機期間はなくし、DS2マスクとマスク着用し業務にあたり、症状が出次第PCR検査を実施し自宅待機とします。
- インフルエンザと同様に対応。特に就業制限はしない。感染者が子どもの場合は、状況の把握と要相談とします。
- インフルエンザと同様に対応します
- インフルエンザと同様の行なう
- これまで通り
- どの程度の濃厚なのかによる（寝食を共にする子ども等）が、2日程度？
- なし ※同一回答 他1施設
- なし。本人が希望すれば有給消化。
- 医師の指示による
- 家族の場合が多いので、同居の当事者が回復の後。
- 基本3日とする
- 基本5日間かつ5.6日目抗原検査陰性を確認してから
- 基本的には厚労省が推奨する期間。濃厚接触の状況を確認して判断する。
- 健康チェックをしながら勤務し待機期間は設けない
- 検討している
- 検討中 ※同一回答 他4施設
- 県、厚生労働省の説明の通り
- 県の姿勢する期間の待機
- 原則、感染者との最終接触した日から7日間
- 原則5日間出勤を控えてもらう。
- 現在、検討中です。
- 現在2類時の最短股間
- 現在の所決まっていない
- 現在協議中
- 現在検討中
- 現時点では、これまで通り5日間。
- 厚生労働省による「濃厚接触者」の取り扱いを参考に判断する。
- 厚生労働省の方針に基づく
- 厚労省に準じる
- 抗原検査2日間2回陰性で出勤
- 抗原検査3日間行うことで出勤可能とする
- 抗原検査等の結果および症状等をみて判断

- 行政からの通知を参考にして判断
- 高齢者施設なので5類移行前の期間
- 国の基準に準拠
- 国の基準通り。
- 国等から出ている期間で対応していく
- 今のところ今まで通りの対応をとる
- 今後、国の指針が示す期間を基準に判断
- 最後に接触した日を0日で5日間出勤停止。復帰前日に施設にて抗原検査実施し陰性なら翌日から出勤可。
- 最終接触から5日間自宅待機後抗原検査を実施
- 最終接触から5日後 抗原検査実施
- 最終接触日を0日として2日と3日目に抗原検査を施行し陰性なら4日目に出勤
- 最新の厚労省の通達に準じます
- 自治体の示す待機期間に準ずる
- 従前のおり（5日間）
- 症状があるかどうか
- 症状や検査等で判断
- 症状確認し、3.4日目の抗原検査にて陰性なら勤務可能
- 状況に応じて本人と相談
- 状況を聞き取り判断
- 嘱託医と相談
- 嘱託医の判断
- 職員の症状を鑑み判断（0日～5日程度）
- 接触状況による
- 接触日より5日間の休暇、その後PCR検査を実施。
- 体調や接触環境に応じて検討。
- 待機期間は無しだが小まめな健康観察とN95マスク着用
- 当苑の従来の療養期間を踏襲する。（5日間）
- 同居や別居にもよる
- 同居家族が感染した場合7日間（6日目と7日目に抗原検査実施）
- 同居家族が感染しての濃厚接触者の場合は5日間(発症日を0日として)
- 同居家族が陽性となった場合は、抗原検査にて陰性を確認した上で出勤する。
- 特に症状なければ出勤可能
- 濃厚接触、陽性者との離れた日を0日とし4日目無症状、抗原キットにてマイナスであれば4日目からの勤務可能
- 濃厚接触者という概念は継続適用されるのか？
- 濃厚接触者となった日から3日間
- 濃厚接触者となった日から3日間待機とする。
- 濃厚接触者の状況による。

- 濃厚接触者の状況をリサーチし、3日間の出勤見合わせを行い、4日目に抗原検査をして陰性であれば出勤可能とする。
- 濃厚接触者の体調によって判断する
- 濃厚接触者の定義をなくします。
- 濃厚接触者は保険所で追わないことを参考に、健康チェックと抗原検査を行う。
- 保険所の指示に従う
- 陽性者が家族、友人、職員による。家族→4日間、友人→3日間、職員→毎日抗原検査（一）で出勤可。また、家族が濃厚接触者となった場合は毎日抗原検査（一）で出勤可。
- 翌日から5日間

6. その他意見等について

その他、新型コロナウイルス感染症が5類に移行となるにあたり、ご意見やご心配な点等がございましたらご記入ください。

- ・ 高齢者施設のガイドライン的なものを示していただきたい
- ・ 第9波が本当にあるのか否か
- ・ 風症状とコロナ感染症との区別ができず、業務に入ってもいいのか判断に迷う。
- ・ 弱毒化するわけではないが、職員の行動制限する事はできないので、体調の管理だけお願いし、優れない場合は出勤を控える方法をとっています。休業補償の様子を見て継続しようと考えています。
- ・ 高齢者施設は5類になっても感染力は変わらないので、今まで通りの感染対策を当面、行うことになるのではないかと思う。
- ・ 施設利用者に感染すると重症化のリスクがあるため、引き続き感染予防を行う。
- ・ 回答のすべてが現時点で検討した内容であるが、今後の国等から発出される情報に基づいて対策の再検討をする予定。まだ不明確な点が多いため、国等からももう少し明確な情報（指針となるもの）を発信してもらいたい。
- ・ 現在、窓越しでの面会を実施しているが、今後、施設屋内での面会をどうするか悩んでいる。
- ・ 利用者が感染した場合、嘱託医の判断で入院加療を望んでも受け入れる病院がすぐに見つかるか心配である。
- ・ 社会福祉施設（特に高齢福祉サービス）と一般社会とのギャップが大きい。施設へのウイルス持ち込み防止は必要だが、職員に対して厳しい行動制限を設けると、ますます介護職が選ばれない仕事になってしまうのではないかと思う。
- ・ 外出や外泊についてどうするかで悩んでいます
- ・ 高齢者福祉施設のため、陽性時の高齢や持病による病状悪化や急変のリスク、更に施設内での感染拡大のリスクが常にあること。
- ・ 福祉施設はクラスターが発生しないように対応したい。
- ・ 5類になっても施設のリスク管理は変わらない。高齢者施設と一般の人を同じ基準で考える事はできないが、国は全て施設に丸投げに状態で困る。
- ・ 今現在の一般社会の人々の意識はコロナ感染の恐怖はない。しかし高齢者施設でクラスターや高齢者が感染し対応に追われた大変な時期を経験した者としては、感染予防について一定の予防体制は整えておかななくてはならないと感じている。先日一般社団法人の今後のコロナ感染の対応についての文言「今後も緊張感と柔軟性をもって対応するように。」とのこと。難しい対応（選択）を迫られている気がしてならない。
- ・ 5類移行後も状況を見ながら段階的に制限を解除するといった対応にならざるおえない。
- ・ 医療・福祉の従事者と周囲との状況に差があり、離職等に繋がるのではないかと心配している。クラスター等による減収による施設経営が厳しくなるケースが想定される。
- ・ 5類移行後の感染拡大が心配です。
- ・ しばらくは従来通りの対応を行う予定です。
- ・ コロナ第9波の拡大が心配

- 経済を回すことも大事だが、せめて大型連休後の感染拡大状況を見てからでも良かったのではないかと思います。一般の方と医療、福祉従事者との感染対策に温度差を感じます。
- また爆発的な感染が生じることは懸念していますが、その場合は、迅速に状況に応じた対応に変更していきます。
- 国の指針と国の専門家会議の方向性が異なることに対して矛盾がある。感染後の病院の対応がこれまでどおりであれば、5類になることでより混乱をきたす可能性がある。
- 再度、施設内でクラスターが起きた時の対応や事業運営
- 何もかもコロナ禍以前のように戻したいです。
- 感染対応をさせたいならば、そのように国から指示を出してほしい
- 高齢者施設のため「持ち込まない」が原則です。しかし、入居者様の行動制限をどこまで緩和しているものか分からない。とりあえず、GW明けの感染拡大状況を確認してから判断したいと思います。
- 家族は今まで（コロナ前）の面会や外出などを求めてくること。
- 施設内で感染者が出た時の保健所の対応。
- 施設や法人が判断できるような情報提供や指針を出して欲しい。
- 定点観測になり、感染者の発表も1週間単位になる為、正確な流行状況が分からなくなるのが不安で心配しております。
- 一般の医療機関の嘱託医の対応
- どれだけコロナ前の状態に近づけられるのか、3年間で施設内の雰囲気は自粛から萎縮になってしまっている。
- 全く何も変化はしていない。政府の対応に不満。
- 5類に移行されることで、一般的には対策がすでに緩和されているが、高齢者施設では同じようにはいかないことを理解していただくのが大変。
5類以降後、感染者数が増加しても、2類の時とは対応が変わってしまうことで、感染のリスクが比較にならないほど高くなると思う。今まで、入居者の感染は0（ゼロ）に抑えてくることができたが、とても不安である。
- 職員のコロナ感染の可否を抗原検査に頼って大丈夫なのか。コロナ自体何も変わっていないのにに予防対応を縮小しても良いのか不安。
- 病院受診の体制確保が課題。嘱託医の診察受け入れや入院ができない場合の、病院の確保。
- 高齢者の感染は後遺症もあり命取りであることは間違いないです。移行により緩和されることで水際対策が難しく、不安です。
- 施設利用者に感染があった場合の今後の対応について
- 高齢者施設に対して、対応を明確に示してほしい。
- 制限緩和のタイミングが難しく感じる
- クラスター発生時の医療提供体制の確保。訪問診療や訪問看護のサポート体制がないことを懸念している。
- 重症者が発生した場合の受け入れ病院が、すぐに見つかるか。

- 5類に移行され、制限はないとしながら高齢者施設等については「配慮」という表現で施設等の判断を求められている。支援・保証がない中で感染対策の継続は経営的負担を強いられることとなる。また、「配慮」の理解について、施設と利用者・家族との乖離が生じることが想定され、判断に迷う。